

# 羽生市さくらねこ無料不妊手術事業のための猫用捕獲器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の保全を図るため、公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業（第3条において「事業」という。）を利用するための猫用捕獲器（以下「捕獲器」という。）を貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) さくらねこ 不妊手術を受け、かつ、その目印として耳先が桜の花びらの形にカットされた飼い主のいない猫をいう。

(2) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がいないことが明らかな猫をいう。

(3) 不妊手術 雄猫の場合は精巣を摘出する去勢手術、雌猫の場合は卵巣又は子宮を摘出する避妊手術をいう。

(対象者)

第3条 捕獲器の貸出しの対象となる者は、事業を利用し、第6条に規定する使用場所において不妊手術を受けさせるために飼い主のいない猫を捕獲しようとするものとする。

(貸出申請)

第4条 捕獲器の貸出しを受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、羽生市さくらねこ無料不妊手術事業のための猫用捕獲器借用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、貸出しの適否を判断し、適当と認めるときは、羽生市さくらねこ無料不妊手術事業のための猫用捕獲器貸出決定通知書（様式第2号）により、当該申

請者に通知するものとする。

(貸出期間)

第5条 捕獲器の貸出期間は、前条第1項の規定による申請において借用を希望する期間内で、貸出しをした日から起算して14日以内(当該期間の末日が市の休日に当たるときは、その翌日まで)とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる。

(貸出台数及び使用場所)

第6条 捕獲器の貸出台数は、1台とし、その使用場所は、原則として、申請者の市内の所有地又は借地とする。ただし、捕獲器を使用しようとする土地の所有者又は管理者から、捕獲器の設置に係る許諾をあらかじめ得ている場合は、この限りでない。

(貸出し及び返却)

第7条 捕獲器の貸出し及び返却の場所は、健康福祉部健康づくり推進課とする。

2 申請者は、捕獲器を借用し、及び返却するときは、健康福祉部健康づくり推進課の職員の確認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 捕獲器の貸出しを受けたもの(以下「使用者」という。)は、捕獲器を返却するときは、羽生市さくらねこ無料不妊手術事業のための猫用捕獲器使用実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(貸出料)

第9条 捕獲器の貸出しは、無料とする。ただし、捕獲器の使用、運搬、使用後の洗浄その他の捕獲器の使用等に係る一切の費用は、使用者の負担とする。

(使用者の責務)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捕獲器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること（使用上の注意事項の厳守を含む。）。
- (2) 捕獲器を飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせる目的以外に使用しないこと。
- (3) 捕獲器を使用する権利を譲渡し、又は捕獲器を転貸しないこと。
- (4) 捕獲器を営利目的で使用しないこと。
- (5) 捕獲器を滅失し、又は毀損しないよう使用すること。
- (6) 捕獲器の使用に当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）その他法令等を遵守すること。
- (7) 捕獲器を使用した後は、清掃し（汚損がひどい場合は、洗浄し）、速やかに返却すること。
- (8) 第5条に規定する貸出期間を厳守すること。
- (9) 捕獲器の使用による事故等が起こらないよう、万全の注意を払うこと。この場合において、事故が発生した場合は、使用者の責任の下に対応すること。
- (10) その他市長が定める事項に従うこと。

2 市長は、使用者が前項に掲げる事項を遵守しなかったときは、その決定を取り消すことができる。

（損害賠償）

第11条 使用者の責めに帰すべき理由によって捕獲器を滅失し、又は毀損したときは、当該使用者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償の方法及び額は、市長が定める。

3 捕獲器の使用により、使用者が被った損害及び第三者に与えた損害に関しては、当該使用者がその責任を負うものとする。

（欠格）

第 1 2 条 第 1 0 条第 1 項に規定する責務を、使用者が複数回にわたって逸脱したと認められ、かつ、その状況を是正しようとしなない場合には、当該使用者は、市長が定める期間において第 4 条第 1 項の規定による申請をすることができない。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。